

令和元年度第2回

岡山県発達障害者支援地域協議会・岡山県広域特別支援連携協議会

次 第

日時：令和元年10月9日（水）

10:00～11:30

場所：メルパルク岡山3階光琳

1 開 会

2 議 題

(1) 発達障害のある人のトータルライフ支援プロジェクトの実施状況について

(2) 発達障害のある子どもの就学について

3 そ の 他

4 閉 会

目 次

○ 委員名簿	1
○ 岡山県発達障害者支援地域協議会設置要綱・岡山県広域特別支援連携協議会設置要綱	2
○ 岡山県広域特別支援連携協議会及び岡山県発達障害者支援地域協議会の公開に係る取扱い	5
○ 岡山県かかりつけ医等発達障害対応力向上研修について	7
○ 令和元年度研修等一覧	14
○ トータルライフ支援プロジェクトの進捗状況	15
○ 発達障害のある子どもの就学について	32

令和元年度 岡山県発達障害者支援地域協議会委員
兼岡山県広域特別支援連携協議会委員

区分	氏名	所属	摘要
学識	村社 卓	岡山県立大学健康福祉学部教授（委員長）	
医療	中島 豊爾	公益社団法人岡山県医師会監事	
関係機関	河本 茂美	おかやま発達障害者支援センター所長	
	徳田 雅子	岡山市発達障害者支援センター所長	
親の会	石原 秀郎	NPO法人岡山県自閉症協会理事長	
保健・福祉	渡辺 正	岡山県保健福祉部保健福祉課長	
	山野井 尚美	岡山県保健福祉部健康推進課長	
	桑原 宏	岡山県保健福祉部子ども未来課長	
	森 信二	岡山県保健福祉部子ども家庭課長	
	片山 圭子	岡山県保健福祉部障害福祉課長	
	徳山 雅之	岡山県保健所長会会长	
	山下 富貴子	美作市保健福祉部健康づくり推進課長	
労働	丸山 隆二	岡山労働局職業安定部職業対策課長	
	浜原 敬	岡山県産業労働部労働雇用政策課長	
教育	川上 慎治	岡山県教育庁義務教育課長	
	藤岡 隆幸	岡山県教育庁高校教育課長	
	中村 誉	岡山県教育庁特別支援教育課長	
	片岡 一公	岡山県総合教育センター特別支援教育部長	
	根石 憲司	岡山県総務部総務学事課長	
学校	延原 まどか	岡山県特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会会長	
	佐藤 一法	岡山県特別支援学校長会	

岡山県発達障害者支援地域協議会設置要綱

(目的)

第1条 発達障害のある人のライフステージを通じた切れ目のない支援体制の整備を図るため、発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第19条の2の規定に基づき、岡山県発達障害者支援地域協議会（以下「地域協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 地域協議会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 発達障害のある人への早期支援をはじめとするライフステージを通じた支援体制の在り方の検討に関すること
- (2) 発達障害のある人への支援における医療、保健、福祉、教育、労働等の関係分野の連携に関すること
- (3) 発達障害のある人の支援に関わる人材の育成に関すること
- (4) 発達障害への理解の促進に関すること
- (5) その他発達障害のある人の支援の充実に必要な事項に関すること

(組織)

第3条 地域協議会は、次に掲げる者のうちから、県知事が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 医療、保健、福祉、教育、労働等の関係部局及び機関の職員
 - (2) 学校関係者
 - (3) 岡山県医師会所属の医師
 - (4) おかやま発達障害者支援センターの職員
 - (5) 学識経験者
 - (6) 親の会代表
 - (7) その他知事が適当と認める者
- 2 地域協議会の委員は、岡山県教育委員会が設置する広域特別支援連携協議会（以下「連携協議会」という。）の委員を兼務する。
- 3 地域協議会に専門的事項に関する調査研究を行わせるため、必要に応じて幹事会を置く。

(委員長)

第4条 地域協議会に、委員長を1名を置き、委員長は委員の互選により定める。

- 2 委員長は、地域協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員は、委員長の命を受け、地域協議会の業務を処理する。

(会議)

第5条 地域協議会は、連携協議会と共同し、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、地域協議会に委員以外の関係者等を招き、意見聴取等を行うことができる。

(事務局)

第6条 地域協議会の事務局は、岡山県保健福祉部障害福祉課に置く。

- 2 地域協議会の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるものほか、地域協議会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

岡山県広域特別支援連携協議会設置要綱

(設 置)

第1条 医療、保健、福祉、労働、消費生活、警察、教育等の関係部局・機関、大学、医師会及び親の会（以下「関係機関等」という。）が、相互の連携を図り、障害のある児童生徒に対し、総合的な教育的支援を実施するため、岡山県広域特別支援連携協議会（以下「連携協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連携協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 県内の支援地域（障害のある児童生徒等にニーズに応じて必要な教育的支援を適切に提供するために岡山県教育委員会が想定する地域をいう。）の範囲に関すること。
- (2) 就学前（小学校又は特別支援学校の小学部就学前までの段階）からの障害のある幼児及びその保護者等に対する教育相談の充実に向けた関係機関等の連携に関すること。
- (3) 就学中（小・中学校、高等学校又は特別支援学校に就学している段階）の適切な教育的支援の実施に向けた関係機関等の連携に関すること。
- (4) 就学中から卒業後の社会生活への円滑な移行に向けた関係機関等の連携に関すること。
- (5) 障害のある児童生徒等に関わる人材の育成に関すること。
- (6) その他関係機関等相互の情報の共有化に関すること。

(組 織)

第3条 連携協議会は、次に掲げる者のうちから、岡山県教育委員会教育長が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 医療、保健、福祉、労働、消費生活、警察、教育の関係部局及び機関の職員
- (2) 学校関係者
- (3) 岡山県医師会所属の医師
- (4) おかやま発達障害者支援センターの職員
- (5) 学識経験者
- (6) 親の会代表
- (7) その他岡山県教育委員会教育長が適当と認める者

2 連携協議会の委員は、岡山県発達障害者支援地域協議会（以下「地域協議会」という。）の委員を兼務する。

3 連携協議会に専門的事項に関する調査研究を行わせるため、必要に応じて幹事会を置く。

(委員長)

第4条 連携協議会に、委員長1名を置き、委員長は委員の互選により定める。

2 委員長は、連携協議会を代表し、会務を総理する。

3 委員は、委員長の命を受け、連携協議会の業務を処理する。

(会議)

第5条 連携協議会は、地域協議会と共同して開催し、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、連携協議会に委員以外の関係者等を招き、意見聴取等を行うことができる。

(事務局)

第6条 連携協議会の事務局は、岡山県教育庁特別支援教育課に置く。

2 連携協議会の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連携協議会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年8月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年8月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年11月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

岡山県広域特別支援連携協議会・岡山県発達障害者支援地域協議会の公開に係る取り扱い

岡山県広域特別支援連携協議会及び岡山県発達障害者支援地域協議会（以下「協議会」という。）の公開に関しては、岡山県広域特別支援連携協議会設置要綱（平成16年8月26日）及び岡山県発達障害者支援地域協議会設置要綱（平成29年4月1日）に定めるもののほか、この取扱いによるものとする。

1 公開基準

以下の各号に該当すると委員が認めるときは、理由を付して、その全部又は一部を非公開とする。一括または会議ごとに公開・非公開を決定する。

- (1) 岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第8号）第7条各号の規定に該当すると認められる場合
- (2) 協議会を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合

2 公開の方法

傍聴希望者に会議の傍聴を認めることにより行うものとし、傍聴者の定員、資料提供の方法等については、協議会で決定する。

3 会議の開催周知

協議会の開催日の遅くとも1週間前までに以下の事項を岡山県のホームページに掲載することにより行う。

ただし、会議の開催を周知することにより会議の公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずる場合、又は緊急な会議の開催等やむを得ない場合はこの限りでない。

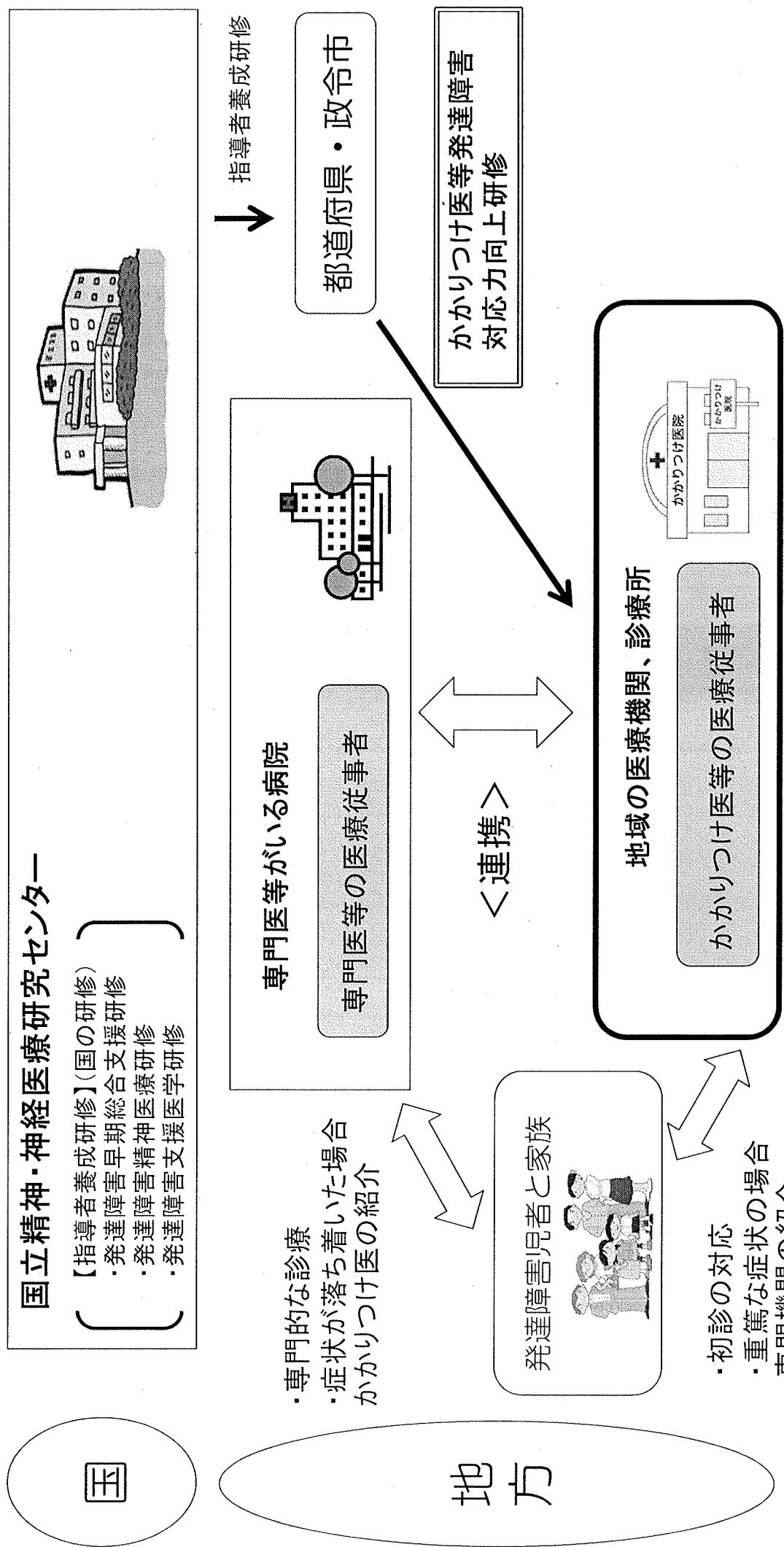
- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 議題
- (3) 公開又は非公開（一部非公開を含む）の別及び非公開の理由
- (4) 傍聴を認める者の定員及び傍聴手続
- (5) 問い合わせ先

4 会議資料及び議事録の公開

- (1) 原則として岡山県のホームページに掲載する。なお、発言委員の氏名は記載しないものとする。
- (2) 上記「1 公開基準」の各号に該当する場合であって、委員が公表することが適当でないと認めるときはこの限りでない。

かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業

かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業は、発達障害における早期発見・早期治療の重要性に鑑み、最初に相談を受け、又は診療することの多い小児科医などのかかりつけ医等の医療従事者に対して、発達障害に関する国や都道府県の研修内容を踏まえた対応力向上研修を実施し、どの地域においても一定水準の発達障害の診療、対応を可能とし、早期発見・早期対応の推進を図る。



岡山県かかりつけ医等発達障害対応力向上研修の実施状況

年度	回	内 容	講 師
H28	第1回	発達障害早期総合支援研修	
	第2回	発達障害精神医療研修(学童期)	
	第3回	発達障害支援医学研修(思春期・青年期)	
H29	第1回	発達障害早期支援研修	
	第2回	発達障害精神医療研修	
	第3回	発達障害支援医学研修	
H30	第1回	発達障害支援医学研修	
		1 自閉スペクトラム症の併存症の評価と治療	医療法人社団東京愛成会高月病院 石飛信先生
		2 発達性協調運動障害(DCD) ～発達障害への身体生からのアプローチ～	武庫川女子大学教育研究所教授 中井昭夫先生
	第2回	発達障害地域包括支援研修:早期支援	
		1 自閉症スペクトラムの早期兆候のアセスメント	国立精神・神経医療研究センター 原口英之先生
		2 医療機関における早期からの保護者支援 ～保護者おふたりの経験をうかがいながら～	まな星クリニック 井上悠里先生
	第3回	発達障害地域包括支援研修: 精神保健・精神医療	
		1 学童期の支援～個々の成長を支えるための 視点と家族への助言～	なのはなクリニック 笹野京子先生
		2 特別な支援を要する子どもへの教育的支援1 ～支援学校、高等学校を中心に～	岡山県教育委員会
		3 特別な支援を要する子どもへの教育的支援2 ～岡山市の中学校について～	岡山県教育委員会
R1 予定	第1回	発達障害支援医学研修(10月20日予定)	
		1 アタッチメント障害をもつ自閉症スペクトラム障 害児の自立に向けた支援	児童心理治療施設 嶽山学園施設長 早川洋先生
		2 自閉症スペクトラム障害をめぐる新しい課題	川崎医療福祉大学准教授 諏訪 利明先生
	第2回	12月12日予定(岡山市実施主体。医師限定)	
	第3回	令和2年1月26日予定	
	第4回	令和2年2月8日予定	

令和元年度 岡山県かかりつけ医等発達障害対応力向上研修会

(実施主体) 岡山県 岡山市

(実施機関)子どもの心の診療拠点病院 地方独立行政法人岡山県精神科医療センター

第1回研修会（発達障害支援医学研修）

日時：令和元年10月20日（日）13時30分～17時00分

場所：岡山ロイヤルホテル（岡山市北区絵図町2-4）

人生の早期からライフステージを通して発達障害支援が身近にある環境づくりが、発達障害者本人にとっても社会全体にとっても重要であることがわかっています。そのためには、保健（乳幼児健診など）、福祉（障害児者福祉サービスや就労支援など）、教育（特別支援教育など）、医療が連携した地域の支援体制の整備が必要不可欠です。

第一回研修会では2つのトピックスについて学びます。

一つは、アメリカ・ノースカロライナ州で開発され世界的に広がっている自閉症者の生涯にわたる包括的支援プログラム TEACCH プログラムについて、川崎医療福祉大学で TEACCH・自閉症支援について教鞭をとられている諏訪先生にお話しいただきます。

もう一つは、発達障害を有する方の発達初期から児童期の愛着形成の重要性と不調となったときの治療についてお話しいただきます。児童虐待等からメンタルヘルス問題を有することとなる児童は多く、その治療・支援を行っておられる児童心理治療施設（旧情緒障害児短期治療施設）の施設長である早川先生に演者をお願いしました。

多くの皆様のご参加をお待ちしております。

プログラム

13:30～13:40	開講式 オリエンテーション
13:40～15:10	1 アタッチメント障害をもつ自閉症スペクトラム障害児の自立にむけた支援 講師：児童心理治療施設 嶽山学園 児童心理治療施設 嶽山学園施設長 児童精神科医 早川 洋先生 座長：まな星クリニック院長 中島 洋子 先生
15:10～15:30	休憩
15:30～17:00	2 自閉スペクトラム障害をめぐる新しい課題 ・自閉症スペクトラム障害とは? ・TEACCH Autism Program とは? 講師：川崎医療福祉大学 医療福祉学部 医療福祉学科 准教授 謏訪 利明 先生 座長：岡山市医療専門監 壱内 昌子 先生
17:00～17:05	閉講式 修了証の交付

★申込方法 … 下記ホームページをご覧下さい。

○岡山県障害福祉課 HP (<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/39/>) 「お知らせ」

○岡山県精神科医療センター HP (<http://www.popmc.jp/>) 「研修会のお知らせ」

*募集要領をご確認の上、岡山県電子申請サービス又はFAXでお申し込みください。

*県で研修修了者名簿を作成し、支援体制整備に向けて、市町村等と共有させていただきます。

<申込期限> 令和元年10月11日(金)

※受講募集者数 150名

※医師に加えて、コメディカル・施設職員・保健師/児童福祉司など行政職員、支援に関わる方などなたでも参加可能です。（参加無料、駐車場に限りがありますので公共交通機関をご利用下さい。）

※研修修了者には岡山県知事名での修了証を交付します。

※当研修会は日医生涯教育講座に認定されます。出席証明用のチケット帳をお持ちの方はご持参下さい。

<今後の予定>

第2回研修会 令和元年12月12日(木) 19時00分～21時00分 会場（岡山県医師会館401会議室）

▶この回は事例検討会のため参加を医師に限定させていただきます。

テーマ 自閉スペクトラム障害を有する方の就労

司会 岡山県精神保健福祉センター 岡崎 翼 先生

岡山県精神科医療センター 来住由樹 先生

事例提供者1 まことクリニック 山本真 先生／岡山市発達障害者支援センター 壱内昌子 先生

精神科クリニックと岡山市発達障害支援センターが連携して支援した事例

事例提供者2 小川クリニック 小川俊彦 先生／岡山県精神科医療センター 耕野敏樹 先生

精神科クリニックと岡山県精神科医療センター大人の発達外来とが連携して就労準備をおこなった一例

第3回研修会 令和2年1月26日(日) 13時00分～17時00分 会場（ホテルグランヴィア岡山）

第4回研修会 令和2年2月8日(土) 13時00分～17時00分 会場（美作大学）

第3・4回共通テーマ：発達障害者の成人期支援 就労・定着支援

おかやま医療情報ネット(岡山県救急医療情報システム)において対応できる
診療内容を「発達障害(自閉症、学習障害等)」としている医療機関

(2019.9.24現在)

通し番号	医療機関通称	所在地	関連する標榜診療科		
			精神科	神経内科	小児科
1	大野はぐくみクリニック	岡山市北区奉還町1-2-11	○		○
2	こまごえ医院	岡山市北区御津宇垣1561			○
3	メンタルセンター岡山	岡山市北区厚生町三丁目3番1号	○		
4	一般財団法人淳風会大供クリニック	岡山市北区大供2-3-1	○		
5	たかたクリニック	岡山市北区奉還町1丁目12-15小松ビル3階	○		
6	東洋クリニック	岡山市北区下石井1-1-1	○	○	○
7	なかのクリニック	岡山市北区幸町4-12河田ビル3F	○		
8	撫川クリニック	岡山市北区撫川1470			○
9	なのはなクリニック	岡山市北区田中182-103	○		
10	日笠クリニック	岡山市北区昭和町14番32号	○	○	
11	医療法人 豊仁会 まな星クリニック	岡山市北区伊島町2-1-32	○		
12	メンタルケアスペース棲合診療所	岡山市北区西之町9-116	○		
13	やましたメンタルクリニック	岡山市北区駅前町1丁目2番15号	○	○	
14	山中医院	岡山市北区御津野々口378番地5			○
15	独立行政法人国立病院機構岡山医療センター	岡山市北区田益1711-1	○	○	○
16	岡山大学病院	岡山市北区鹿田町二丁目5番1号	○	○	○
17	川崎医科大学総合医療センター	岡山市北区中山下二丁目6番1号	○	○	○
18	河田病院	岡山市北区富町2丁目15番21号	○	○	
19	岡山済生会総合病院	岡山市北区国体町2番25号	○	○	○
20	岡山県精神科医療センター	岡山市北区鹿田本町3番16号	○		
21	医療法人万成病院	岡山市北区谷万成1-6-5	○		
22	たなかクリニック	岡山市北区本町5番20号 高島屋東館4階	○		
23	みなおクリニック	岡山市北区野殿東町1-35 MAK岡山クリニックモール2階	○		
24	LEEクリニック	岡山市北区厚生町1丁目2-6	○		
25	岡山市こころの健康センター	岡山市北区鹿田町1-1-1 保健福祉会館4階	○		
26	HIKARI CLINIC	岡山市北区下石井2-1-18 ORIX岡山下石井ビル2F	○		
27	みのクリニック	岡山市北区下石井1-1-1アーバンオフィスビル8階	○		
28	旭川荘療育・医療センター	岡山市北区祇園866	○		○
29	東古松サントク診療所	岡山市北区東古松4丁目9番24号	○		
30	ほしあい心療内科	岡山市北区今2丁目7-1 KU2ビル 2F	○		
31	水之手診療所	岡山市北区内山下二丁目11番16号 小山ビル2階	○		
32	すずらんクリニック	岡山市北区北方二丁目8-25	○		
33	岡山済生会外来センター病院	岡山市北区伊福町1丁目17-18	○	○	○
34	いしみねクリニック	岡山市北区富田421-4	○		
35	医療法人たかはしクリニック	岡山市中区湊491番地の2	○	○	
36	医療法人社団良友会 山陽病院	岡山市中区藤崎465	○	○	
37	林精神科神経科病院	岡山市中区浜472番地	○		
38	せとメンタルクリニック	岡山市東区瀬戸町瀬戸410-1	○		
39	あいの里クリニック	岡山市南区大福950-6	○	○	○
40	医療法人 岡内科医院	岡山市南区浦安本町88番地7			○
41	クマノミ診療所	岡山市南区中畦440-2	○		
42	三宅医院	岡山市南区大福369-8	○		○
43	まえだ診療所	岡山市南区妹尾840-11			○
44	ゆくり医院	岡山市南区浦安南町127-3	○		
45	渡辺医院	岡山市南区彦崎2869-8			○
46	重井医学研究所附属病院	岡山市南区山田2117			○

通し 番号	医療機関通称	所在地	関連する標榜診療科		
			精神科	神経内科	小児科
47	慈圭病院	岡山市南区浦安本町100番の2地	○		
48	労働者健康安全機構 岡山ろうさい病院	岡山市南区築港緑町1丁目10番25号	○		○
49	味野医院	倉敷市児島駅前1-103	○		
50	いなだ医院	倉敷市玉島柏島920-106			○
51	倉敷成人病クリニック	倉敷市白楽町250番地1			○
52	医療生協コープくらしき診療所	倉敷市宮前384-1			○
53	白髪胃腸科内科小児科	倉敷市北畠2-10-20			○
54	クリニックソフィア	倉敷市昭和2-2-44 キングスガーデンビル	○		
55	西原医院	倉敷市児島下の町1-11-14			○
56	山岡医院	倉敷市玉島勇崎996-6			○
57	わに診療所	倉敷市新田2513-26	○		
58	川崎医科大学附属病院	倉敷市松島577番地	○	○	○
59	倉敷神経科病院	倉敷市浅原400番地	○		
60	倉敷成人病センター	倉敷市白楽町250			○
61	倉敷中央病院	倉敷市美和1-1-1	○	○	○
62	倉敷中央病院リバーサイド	倉敷市鶴の浦2-6-11		○	○
63	まきび病院	倉敷市真備町箭田2387	○		
64	水島中央病院	倉敷市水島青葉町4番5号		○	○
65	こころクリニック	倉敷市生坂2257-1	○		
66	倉敷スイートホスピタル	倉敷市中庄3542番1		○	○
67	まくらぎクリニック	倉敷市阿知1-8-10	○		
68	楯築診療所	倉敷市中庄3206-5	○		
69	希望ヶ丘ホスピタル	津山市田町115	○		
70	積善病院	津山市一方140	○		
71	こうやまクリニック	津山市河辺931-8	○		
72	かたやま小児科クリニック	津山市山北763-19	○		○
73	医療法人 春洋会 青井医院	玉野市宇野2丁目32-7	○		
74	河口医院	玉野市宇野5-1-1	○		
75	医療法人のうの小児科医院	玉野市田井5-24-35	○	○	○
76	由良病院	玉野市深井町11-13	○	○	
77	笠岡えきまえクリニック	笠岡市中央町28-1	○		
78	笠岡市立市民病院	笠岡市笠岡5628-1			○
79	ももの里病院	笠岡市園井2263	○		
80	医療法人清音クリニック	総社市清音三因606-1			○
81	こころ診療所	総社市中央6-15-108	○		
82	医療法人昌陽会藤本診療所	高梁市松原通2113			○
83	こころの医療 たいようの丘ホスピタル	高梁市落合町阿部2200	○		
84	こころの医療 新見	新見市高尾2488-13	○		
85	備前市立吉永病院	備前市吉永町吉永中563-4	○	○	○
86	医療法人 もろおかクリニック	瀬戸内市邑久町北島492-1			○
87	内科・小児科 本山医院	真庭市下方1226-1			○
88	落合病院	真庭市落合垂水251番地			○
89	医療法人社団 井口会 向陽台病院	真庭市上市瀬368番地	○		
90	南岡山医療センター	都窪郡早島町早島4066番地		○	○
91	医療法人萌生会 国定病院	浅口郡里庄町大字浜中93-141	○		
92	鏡野病院	苦田郡鏡野町寺元365			○
93	奈義ファミリークリニック	勝田郡奈義町豊沢292-1			○

岡山県かかりつけ医等発達障害対応力向上研修修了者数

(単位:人)

年度	回(テーマ)	医 師		※ その他の職種 修了者数	計
		修了者数	内 新規		
2016 (H28)	第1回(早期支援)	47	47	130	177
	第2回(学齢期)	48	20	149	197
	第3回(青年期)	37	16	156	193
	小計	132	83	435	567
2017 (H29)	第1回(早期支援)	37	19	143	180
	第2回(精神医療)	42	5	117	159
	第3回(医学)	40	17	148	188
	小計	119	41	408	527
2018 (H30)	第1回(医学)	33	10	144	177
	第2回(早期支援)	57	26	157	214
	第3回(精神医療)	33	5	114	147
	小計	123	41	415	538
	計	251	165	1,258	1,632

※その他 臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士、保健師、看護師、助産師、保育士
 精神保健福祉士、社会福祉士、スクールカウンセラー 他

令和元年度 7月10日以降の岡山県障害福祉課主催研修会等(主なもの)

日時	会議名	場所	内容
2019/7/26(金)	第1回発達障害者支援関係者連絡会議	備前県民局	各自治体の発達障害者支援に係る2019年度事業計画の共有 県・県発達障害者支援センターの事業計画の報告
2019/9/8(日)	家族支援推進事業兼 ペアントメントマニターフォローアップ研修(午後)	きらめきプラザ	災害時の避難サポートブックの共有(午前) ペアントメントマニターフォローアップ研修会(午後)
2019/9/20(金)	第2回発達障害者支援関係者連絡会議	ピアリティまきび	AM 地域の担い手／リーダーに求められること PM 事例(Good／Poor)のグループ検討 助言者：発達障害情報・支援センター 発達障害支援推進官 加藤潔氏
2019/10/10(木)	発達障害のある人の雇用促進研修	ピュアリティまきび	発達障害者の職業生活へ満足度と職場の実態に関する調査研究 講師 障害者職業総合センター研究部門主任研究員高瀬健一 氏 発達障害のある人の職場定着の実際 社会福祉法人敬友会、株式会社仁科百貨店
2019/11/27(水)	家族支援推進事業	未定	
2020/1/24(金)	第3回発達障害者支援関係者連絡会議兼 乳幼児関係機関連携強化事業合同研修会	ピアリティまきび	市町村自治体から発達支援の体制整備の進捗報告 助言者：厚生労働省 発達障害対策専門官 加藤永歳氏 国立精神・神経医療研究センター 原口英之氏
2020/2月(予定)	家族支援推進事業	未定	
2020/2/14(金)	第4回発達障害者支援関係者連絡会議	ピアリティまきび	2017・2018・2019 臨地研修事業 報告会

発達障害のある人へのトータルライフ支援プロジェクト

I期／II期の効果検証

- 1) 発達障害児者とその家族の地域特性に応じた継続的な支援の在り方（提言）
- 2) 市町村体制整備事業
- 3) 乳幼児期の関係機関連携強化事業（+就学前後の関係機関連携強化事業）
- 4) 発達障害者キーパーソン養成事業
- 5) 家族支援体制整備事業

2

発達障害者の地域における支援体制整備

乳幼児期から成人期における各ライフステージに対応する一貫した支援を行うため、関係機関等によるネットワークを構築するとともに、ペアレント・メンター・ペアレントトレーニング・ソーシャルスキルトレーニングの導入による家族支援体制の整備や、発達障害特有のアセスメントツールの導入を促進するための研修会を実施する。

また、市町村・事業所等支援、医療機関との連携や困難ケースへの対応を行うための「発達障害者地域支援マネジャー」を配置し、地域の中核である発達障害者支援センターの地域支援機能の強化を図る。

都道府県・指定都市

相談、コンサルテーションの実施

- 発達障害者支援センター
・発達障害者及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行う。（直接支援）
・関係機関との連携強化や各種研修の実施により、発達障害者に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進（間接支援）

発達障害者地域支援マネジャー

- ・市町村・事業所等支援、医療機関との連携及び困難ケースへの対応等により地域支援の機能強化を推進。
※原則として、発達障害者支援センターに配置

発達障害者支援地域協議会

- 1)自治体内の支援ニーズや支援体制の現状等を把握。市町村又は障害福祉圏域ごとの支援体制の整備の状況や発達障害者支援センターの活動状況について検証
- 2)センターの拡充やマネジャーの配置、その役割の見直し等を検討
- 3)家族支援やアセスメントツールの普及を計画※年2～3回程度開催



研修会等の実施

- 家族支援のための人材育成（家族の適応力向上）
・ペアレントトレーニング
・ペアレントプログラム（当事者による助言）
・ペアレントメンター 等

- 当事者の適応力向上のための人材育成
・ソーシャルスキルトレーニング 等

- アセスメントツールの導入促進
・M-CHAT、PARS-TR 等

派遣・サポート

連携

展開・普及

市町村

- 1)住民にわかりやすい窓口の設置
や連絡先の周知
- 2)関係部署との連携体制の構築
(例:個別支援ファイルの活用・普及)

- 3)早期発見、早期支援等(ペアレントトレーニング、ペアレントプログラム、ペアレントメンター、ソーシャル・スキルトレーニング)の推進
・人材確保／人材養成
・専門的な機関との連携
・保健センター等でアセスメントツールを活用

11

提 言 :

発達障害児とその家族に対する地域特性に応じた継続的な支援のあり方

	特徴	おかやまの場合
政令市	人口50万人以上 20市 (国内人口の21.6%)	岡山市
中核市	人口30万以上 84市 (自治体の4.8%)	倉敷市
小規模市	人口20万人未満	13市
小規模町村	人口3万人未満 (自治体の約50%)	12町村

厚生労働科学研究費補助金

平成25年度～平成27年度発達障害児とその家族に対する地域特性に応じた継続的な支援の実施と評価
(研究代表：本田秀夫) 地域特性に応じた課題の抽出と提言

小規模市／小規模町村の発達支援システムの点検の指標 ～提言（2015）から～

（1）ハードウェア

発達支援室（保健、福祉、心理等の専門職の配置による地域支援機能を担う）
の設置

（2）ソフトウェア

- ①圏域単位での専門性の高い医療の提供
- ②多職種連携による巡回相談の実施
- ③定型的な情報フォーマットを活用する顔の見える支援システムの構築
- ④専門療育機能（例 療育教室、ペアレント・トレーニング、
児童発達支援事業所など）
- ⑤組織的連携体制（部局横断組織の設置）

（3）人材育成等

単独で専門職の育成と確保は困難であり、県全体の施策のなか実施する

＜市町村支援体制整備事業＞

(1) ハードウェア

発達支援室（保健、福祉、心理等の専門職の配置による地域支援機能を担う）の設置

2006年から市町村発達障害者支援コーディネーターを設置し（県1/2 3年補助）、市町村内の個々の発達支援ニーズのアセスメントや自治体内の既存の機能での対応や自治体外の機能を活用するためのつなぎ（個別支援）をおこなっている。

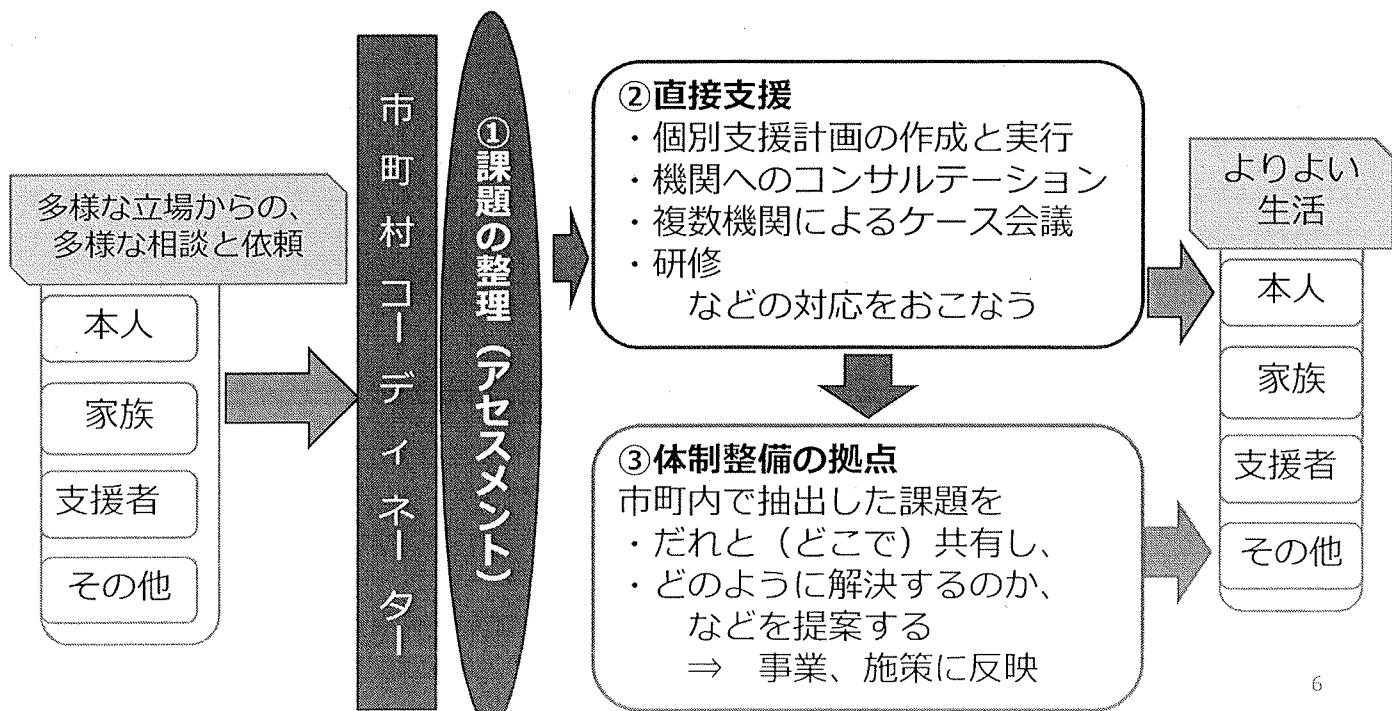
また、並行して、市町村内の保健、子育て、教育、福祉等の部局横断の連携体制を構築するための事務局機能を担っている（体制整備：スライド8-9）。

しかし、提言で示されたように多領域の専門職で構成する発達支援室としての稼働している自治体は限定されている（スライド6-7）。

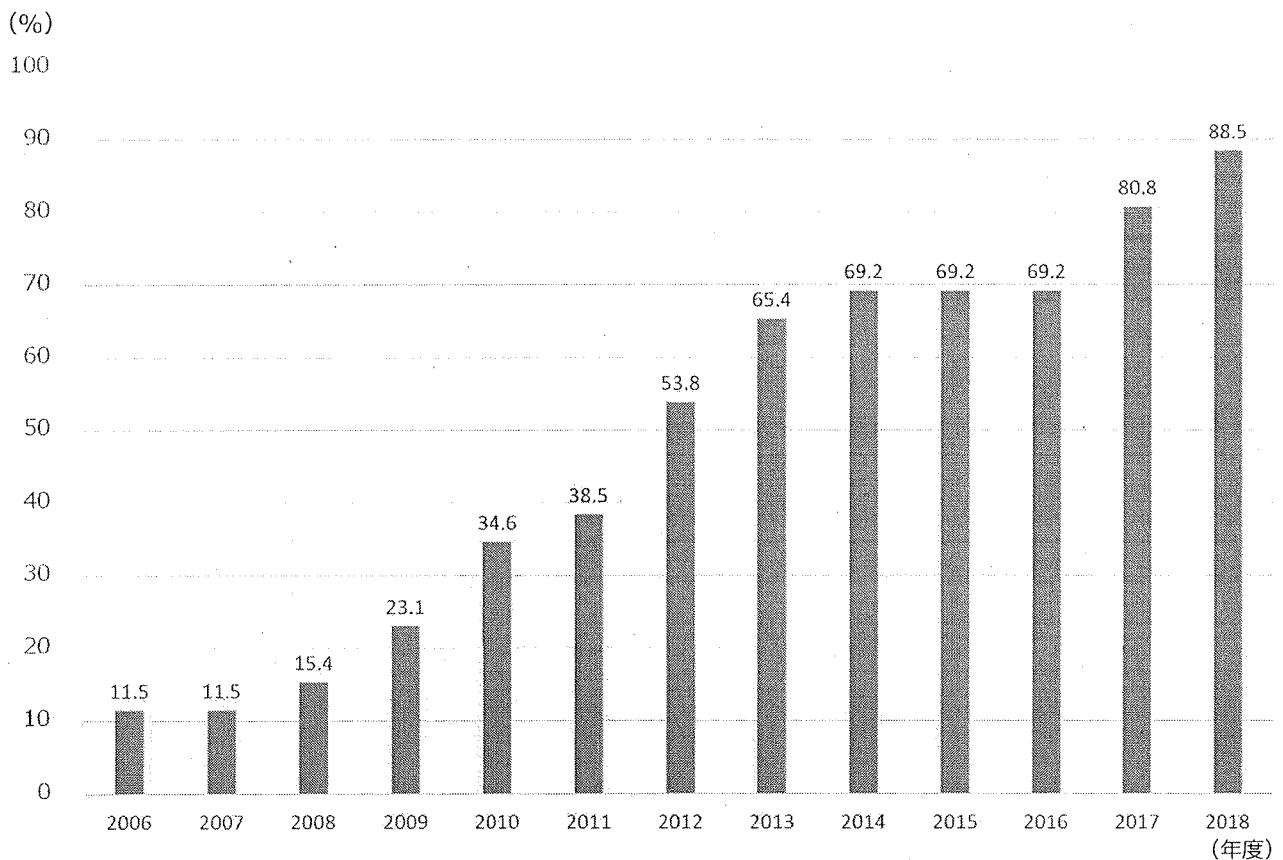
3

■2006年（H18年）～ 市町村支援体制整備事業（単県事業）

*市町村1/2 県1/2 3年補助



市町村の発達障害者支援コーディネーターの設置率の推移



7

	発達支援室機能	市町村Co	立場
1 津山市		SW	直営／非常勤
2 総社市	基幹型相談C	CP	委託／常勤
3 玉野市		SW・CP	委託／常勤
4 笠岡市		ST・保育士	委託／常勤
5 真庭市		SW	委託／常勤
6 赤磐市	基幹型相談C・子ども包括C	教員・SW	直営／非常勤
7 井原市		SW	直営／非常勤
8瀬戸内市	子ども包括C	CP	直営／非常勤
9 備前市		SW	直営／非常勤
10 浅口市		SW	直営／常勤
11 高梁市	基幹型相談C	SW	委託／常勤
12 新見市	基幹型相談C	CP	直営／常勤
13 美作市	子ども包括C (発達支援C)	CP	直営／常勤

	発達支援室機能	市町村Co	立場
1和気町		教員	直営／非常勤
2美咲町		PHN	直営／常勤
3矢掛町		CP	直営／常勤
4鏡野町		CP	直営／常勤
5早島町		CP	直営／非常勤
6吉備中央町		SW	直営／非常勤
7勝央町		教員	直営／非常勤
8里庄町		CP	委託／非常勤
9奈義町		CP	委託／常勤
10久米南町		PHN	直営／常勤
11西粟倉村		PHN	直営／常勤
12新庄村		PHN	直営／常勤

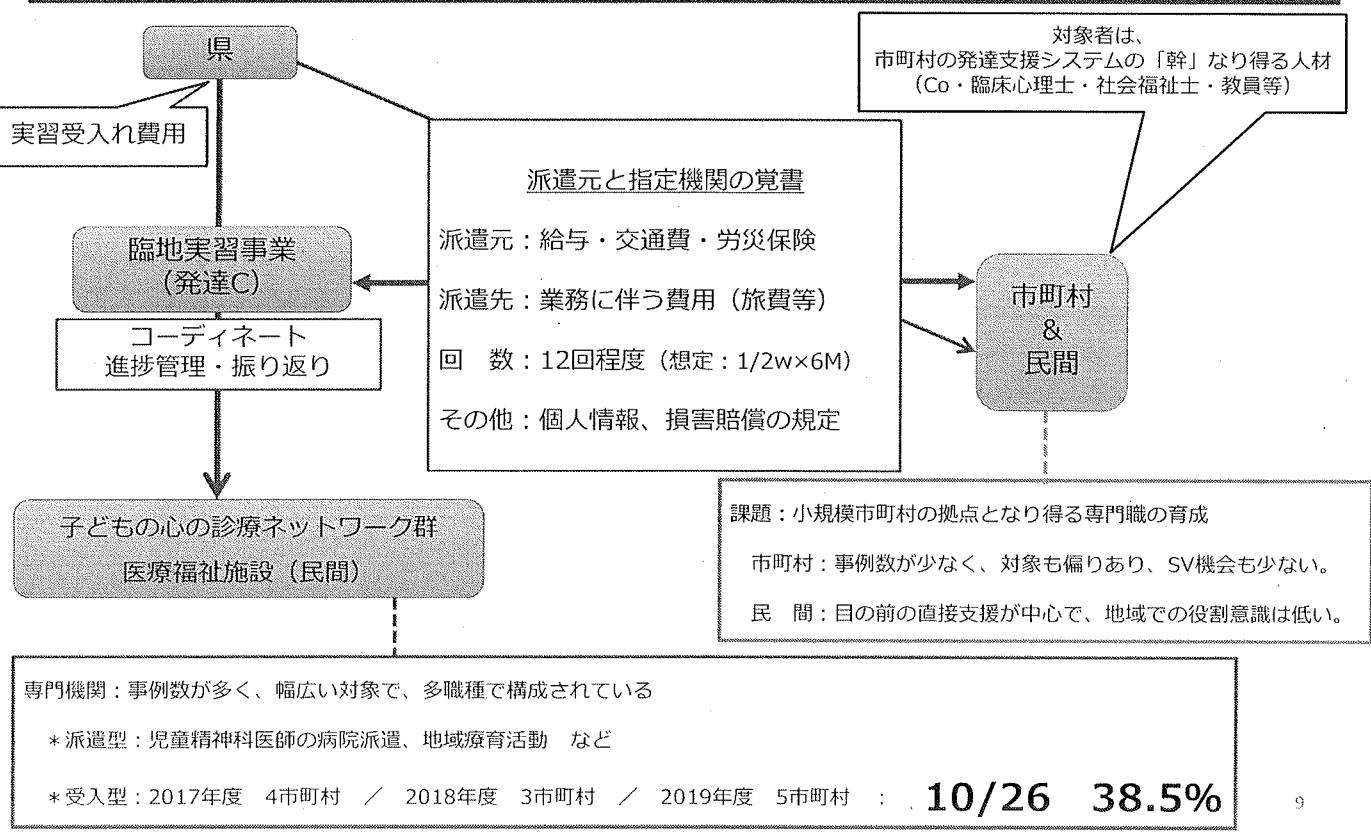
小規模町村（12町村） 2019年4月現在

9

＜発達障害者キーパーソン養成研修：臨地研修＞

（3）人材育成等

小規模市・小規模町村ともに単独での専門職の育成と確保は困難であり、県全体の施策で立案して実施すること



＜市町村支援体制整備事業＞

(2) ソフトウェア

⑤組織的連携体制（部局横断組織の設置）

市町村発達障害者支援コーディネーターが中心となって事務局機能を担い、自治体内の発達支援ニーズを把握し、切れ目ない支援の体制を検討するために、保健、子育て、教育、障害福祉等の部局横断組織を設置している自治体は増加している（＊1＊2）。

この部局横断組織は、発達障害のある人のトータルライフ支援プロジェクト＜就学前後の関係機関連携強化事業＞＜乳幼児期の関係機関連携強化事業＞＜家族支援体制整備事業＞を自治体単位で取り組む際の中心的役割を担っている。

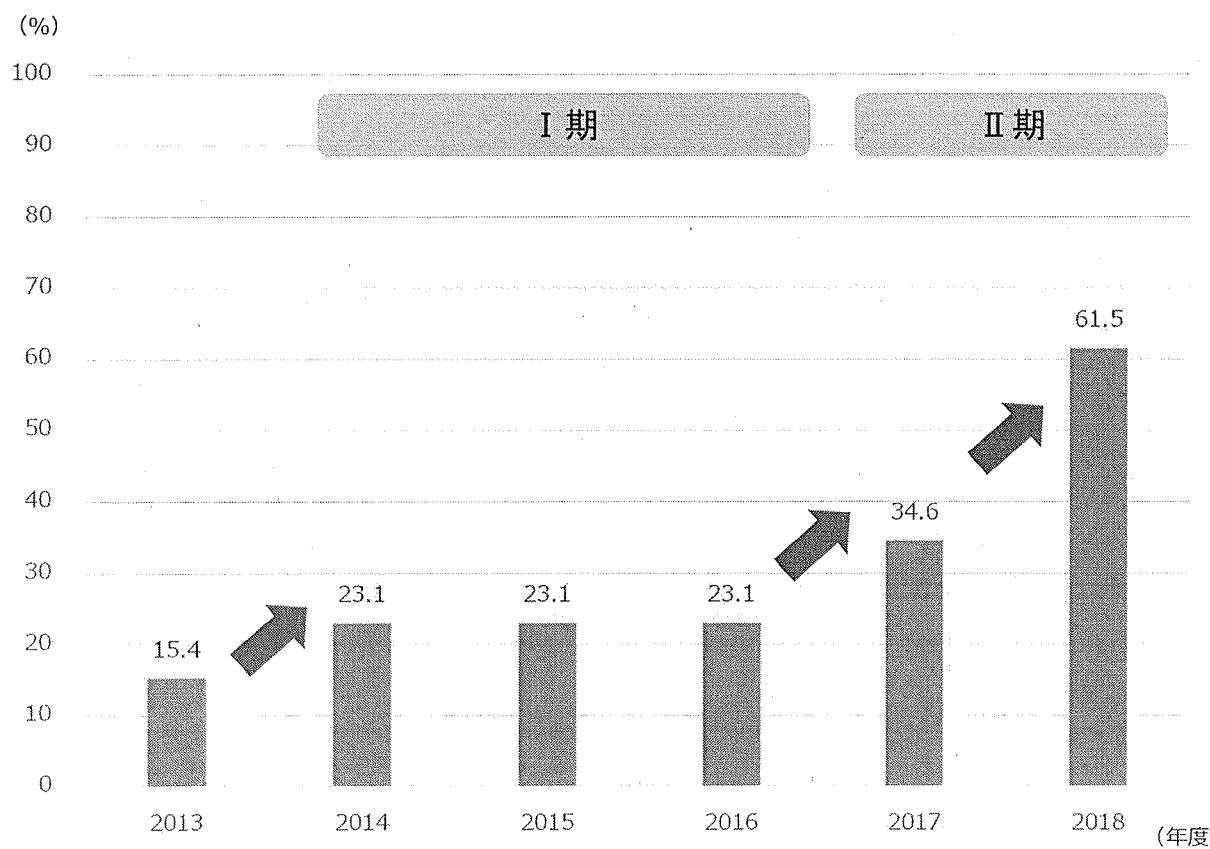
* 1 部局横断組織は、自治体で独自に設置している場合と、地域自立支援協議会の専門部会の場合があるが、いずれも、自治体内の保健、子育て、教育、福祉等の複数の課で構成されている。

* 2 毎年、数回は自治体の発達支援システムの特色を情報交換する機会（場）を提供している。

（乳幼児期における合同研修会／キーパーソン基盤研修など）

8

市町村内の部局横断組織の設置率の推移



＜就学前後の関係機関連携強化事業＞

* 2014-2016年度モデル実施／2017- 運営事業にてフォロー

(2) ソフトウェア

③定型的な情報フォーマットを活用する顔の見える支援システムの構築

2014年から主要課題として取り上げている。まずは、就学前後の移行期の情報共有に焦点化して、市町村内の発達支援に携わる全ての職種が共通のフォーマットでアセスメント・支援計画を立案し、移行先と情報共有する仕組みづくりに取組んだ。

2014～2016年に取り組んだ5市町村のプロセスの共通項を「情報共有ガイドライン」としてまとめ、県内の市町村に周知した結果、年々取り組む自治体が増加している。

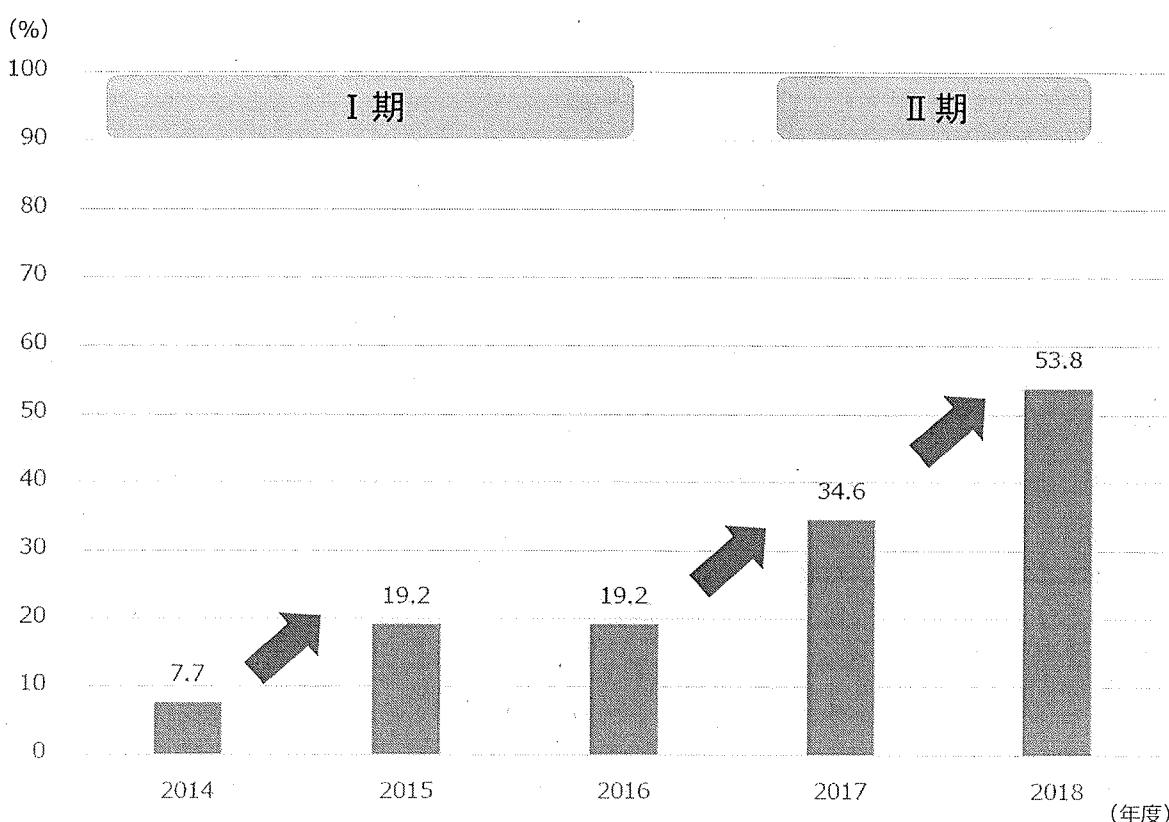
＜補足資料＞

共通支援シートの活用の手引き／ガイドラインを作成している自治体 10/26 38.5%

就学前後の移行期の情報共有の達成度を調査している自治体 5/26 19.2%

6

市町村内で定型的な情報フォーマット（共通支援シート）を活用した支援システムの設置率の推移



<乳幼児期における関係機関連携強化事業>

(4) その他

自治体内で自給自足する機能 と それ以外の機能を整理する

**市町村の支援体制の把握ツール（Q-SACCS岡山県版）を活用して、
発達支援システムの『現状分析』と『発達支援システムのPDCA』を促進する**

参考：厚生労働科学研究費補助金「発達障害児とその家族に対する地域特性に応じた継続的な支援の実施と評価」（研究代表：本田秀夫 信州大学）

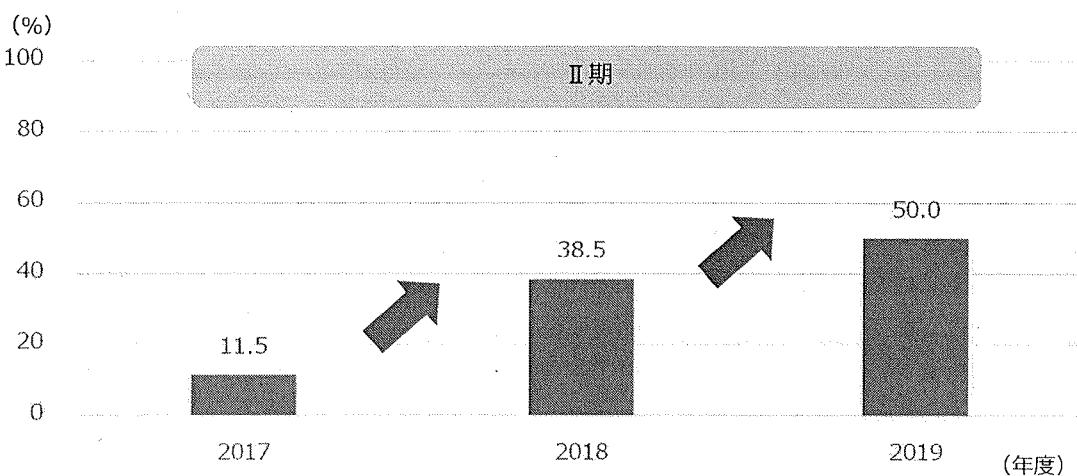
<市町村名 > <人口： 万人> <年間出生： 人>	0～3歳	継時的インターフェイス (引き継ぎ) 5W1H	4～6歳	継時的インターフェイス (引き継ぎ) 5W1H	7～15歳
レベルI（毎日） 日常生活水準					
共時的 インターフェイス (情報共有、紹介等) 5W1H					
レベルII（定期的） 専門療育の支援					
共時的 インターフェイス (情報共有、紹介等) 5W1H					
レベルIII 医療的支援	病院 <市内 ・ 市外 >	・・・継続・・・	病院 <市内 ・ 市外 >	・・・継続・・・	病院 <市内 ・ 市外 >

(青：事業化できている、赤：明確化が課題、緑：機能強化が課題)

* 事業の全てを自治体職員で実施○、一部の機能を外部に委託△、全てを外部に委託□、を記入下さい。

10

市町村内の部局横断組織で、自治体個別の発達支援システムの課題を抽出した自治体割合の推移

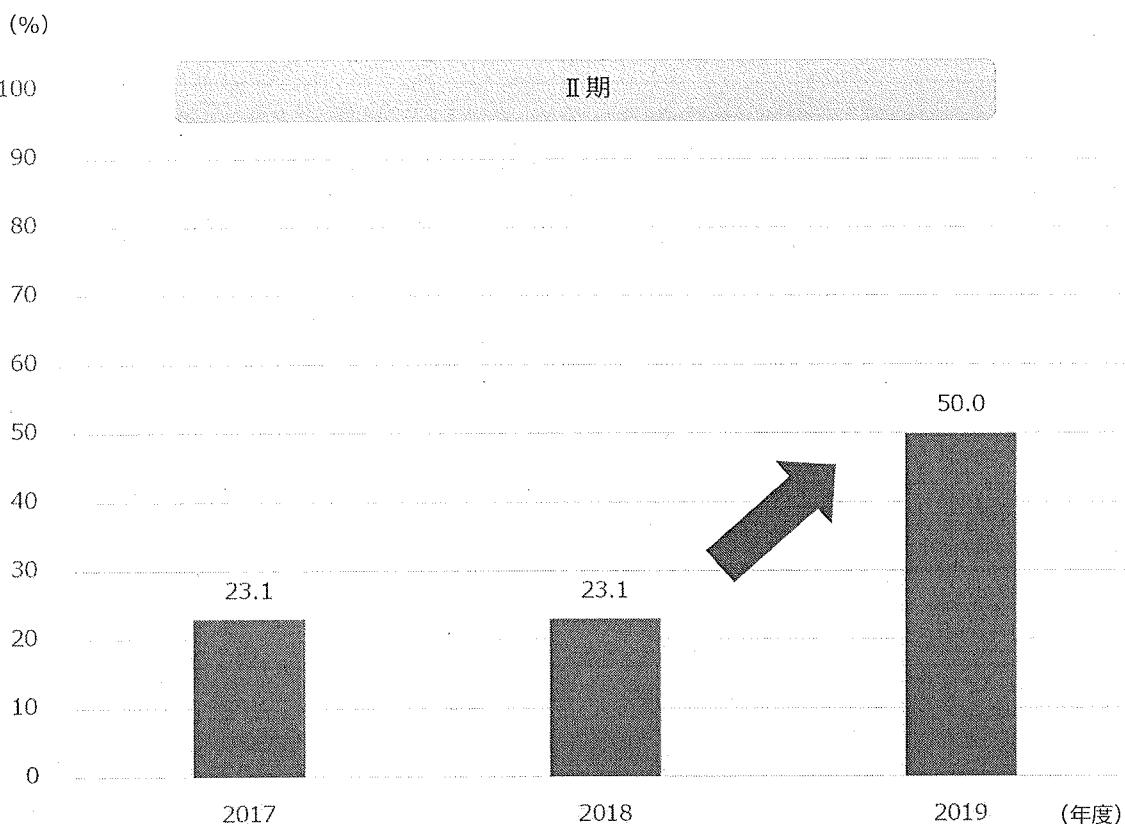


部局横断組織でQ-SACCS岡山版を実施した自治体（13市町村）の発達支援システムの課題

- ・つなぎ機能としての共時的／継時的インターフェイスの明確化 **9/13 69.2%**
- ・乳幼児健診における機能強化（M-CHATの導入等） **6/13 46.2%** (スライド16)
- ・家族支援等の資源創出 **5/13 38.5%** (スライド23)

11

乳幼児健診においてM-CHATを導入している自治体（一部導入を含む）の推移



17

家族支援

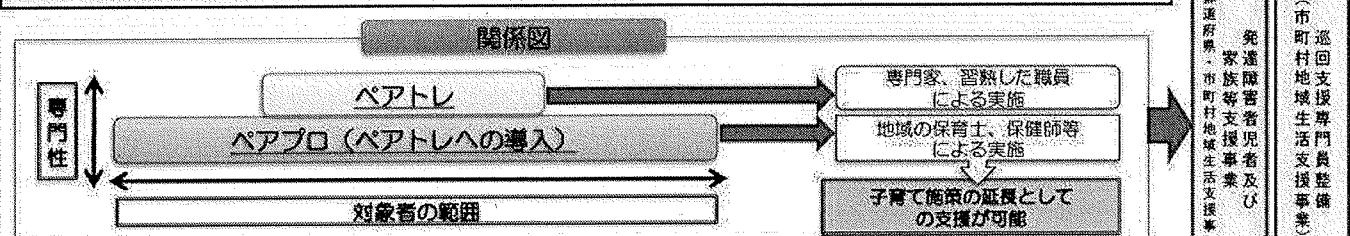
◎ペアレントトレーニングとペアレントプログラム

・ペアレントトレーニング(ペアトレ)

行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけを学び、保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目的とする。

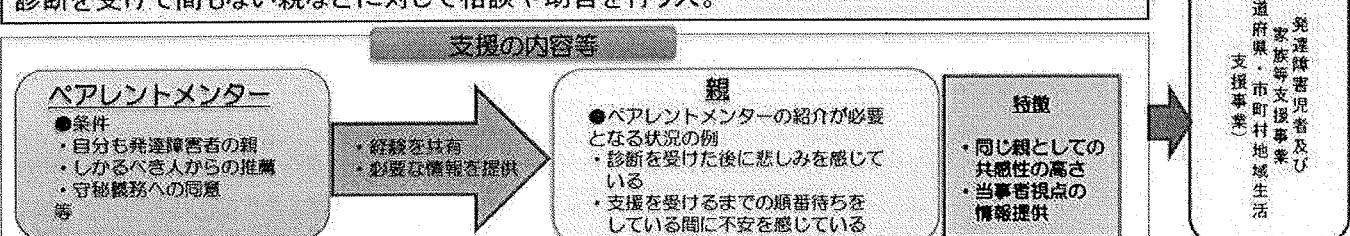
・ペアレントプログラム(ペアプロ)

地域での普及を図るために開発された簡易的なプログラム。子どもの行動修正までは目指さず、「親の認知を肯定的に修正すること」に焦点を当てる。発達障害やその傾向の有無に関わらず有効とされている。



◎ペアレントメンター

発達障害児の子育て経験のある親であって、その育児経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などに対して相談や助言を行う人。



家族支援推進事業 2018 (H29) ~

■子育て支援プログラム（体系的な子育て・家族支援）を担う支援者養成研修 (H29)

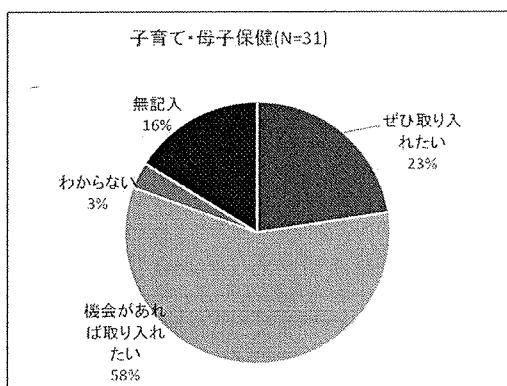
地域での『体系的な』家族支援の普及のための支援者養成研修
自治体に保護者支援を位置づけ、安定して継続できる
広く子どもや保護者と関わり、フォローにつなぐことができる

	対象者	基調講演	実践報告
第1回 47名	子育て支援・母子保健対象 (子育て支援拠点、市町村の子育て支援、母子保健担当課、県保健所 等)	「発達支援が必要な子どもと家族が育つ地域づくり」 国立精神保健研究所 児童・思春期精神保健研究部 研究員 原口 英之 氏	・高知県香南市福祉事務所 ・愛知県田原市子育て支援課
第2回 33名	児童発達支援対象 (児童発達支援事業所、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、福祉型児童発達支援センター、市町村障害福祉担当課 等)		・山口県 社会福祉法人光栄会 児童発達支援センター うべつくし園 ・大阪府 茨木市児童発達支援センター あけばの学園

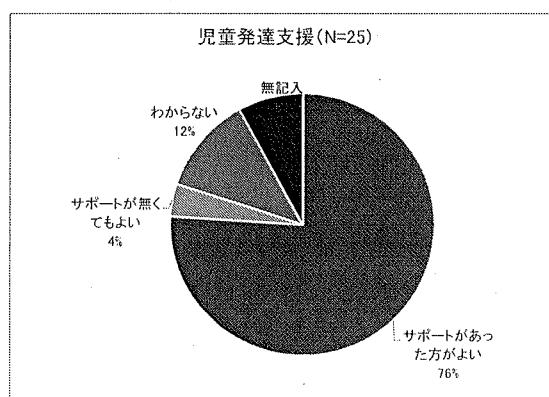
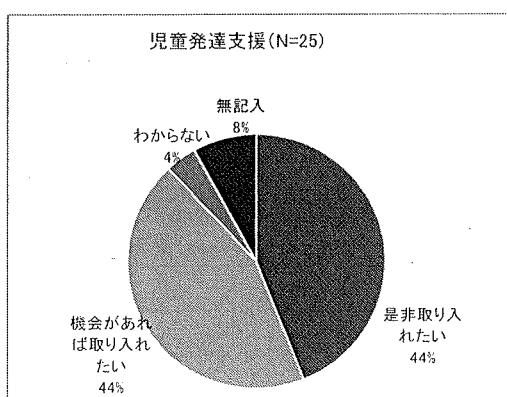
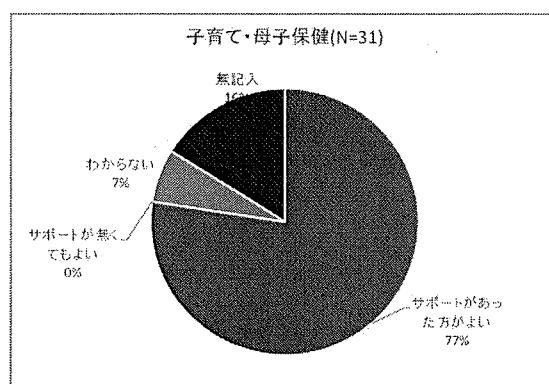
19

<アンケート結果より>

Q今後、あなたが取り組む家族支援中に、ペアレンツ・トレーニングやペアレンツ・プログラム等の内容を取り入れてみたいと思いますか。



Qペアトレやペアプロを取り組みたい場合、外部機関（県発達障害者支援センター等）のサポートがあったほうが良いですか？



■家族支援プログラム（体系的な子育て・家族支援）を担う支援者養成研修（H30）
 代表的な2種類の家族支援プログラムの内容を具体的に支援者が体験し、
 地域のニーズに即した体系的な家族支援を安定して継続できるような支援者を
 養成するきっかけ作り

	対象者	講師	内容
第1回 81名	子育て支援・母子保健・児童発達支援対象 (子育て支援拠点、市町村の子育て支援・母子保健担当課・障害福祉担当課、県保健所、児童発達支援事業所、放課後等ティーサービス、保育所等訪問支援、福祉型児童発達支援センター、市町村Co.等)	奈良教育大学 特別支援教育研究センター 特任准教授 式部陽子 氏	【基調講演】 “発達の気になる子どもと家族を支える地域づくり” 【ペアトレ疑似体験】 ほめる・ABC分析・伝わる指示のし方
第2回 51名		大阪大学 キャンパスライフ健康支援センター 相談支援部門 准教授 望月直人 氏	【ペアプロオリエンテーション】 “地域におけるペアレント・プログラムの実施について”

岡山県における子育て支援プログラムの展開について共有し、今後取り入れたい市町村の希望を募り、順次サポートしていく（H31年度～）



地域における家族のニーズに合わせた家族支援体制の整備



①支援者による個別相談

- ・療育機関等所属先の職員や、地域保健師、市町村Co.等、との個別相談
- ・地域に配置されている心理士、ST等との専門相談

②茶話会・座談会の開催

- ・家族同士、家族と支援者のつながりの場
- ・座談会の中での情報交換や、ゆるやかな相談の場

③サポートブックや支援ファイルの作成・活用研修

- ・子どもについての理解を整理し、支援者との共有や連携について学ぶ場

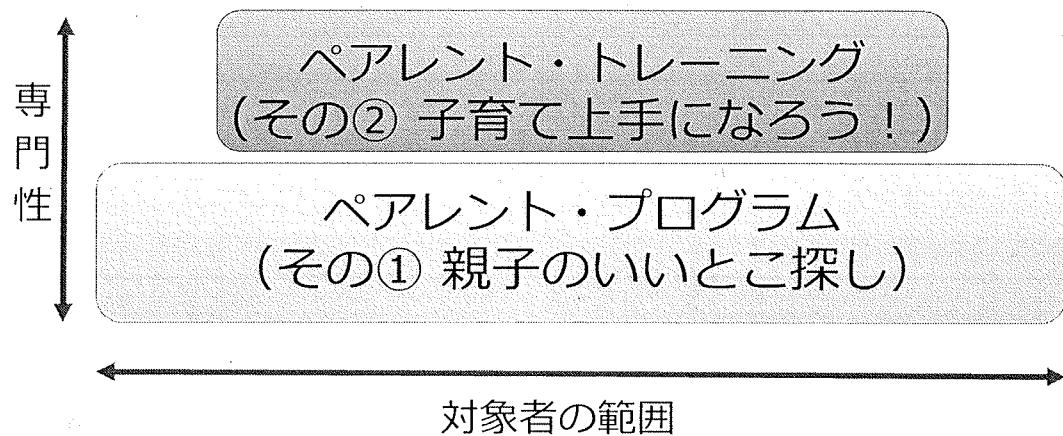
④ペアレント・トレーニングやペアレント・プログラムの開催

- ・親子関係や子育ての方法について学びながら、仲間をつくる場

家族の様々なニーズにこたえられるよう、様々な支援体制を整えること
 =家族支援体制の充実

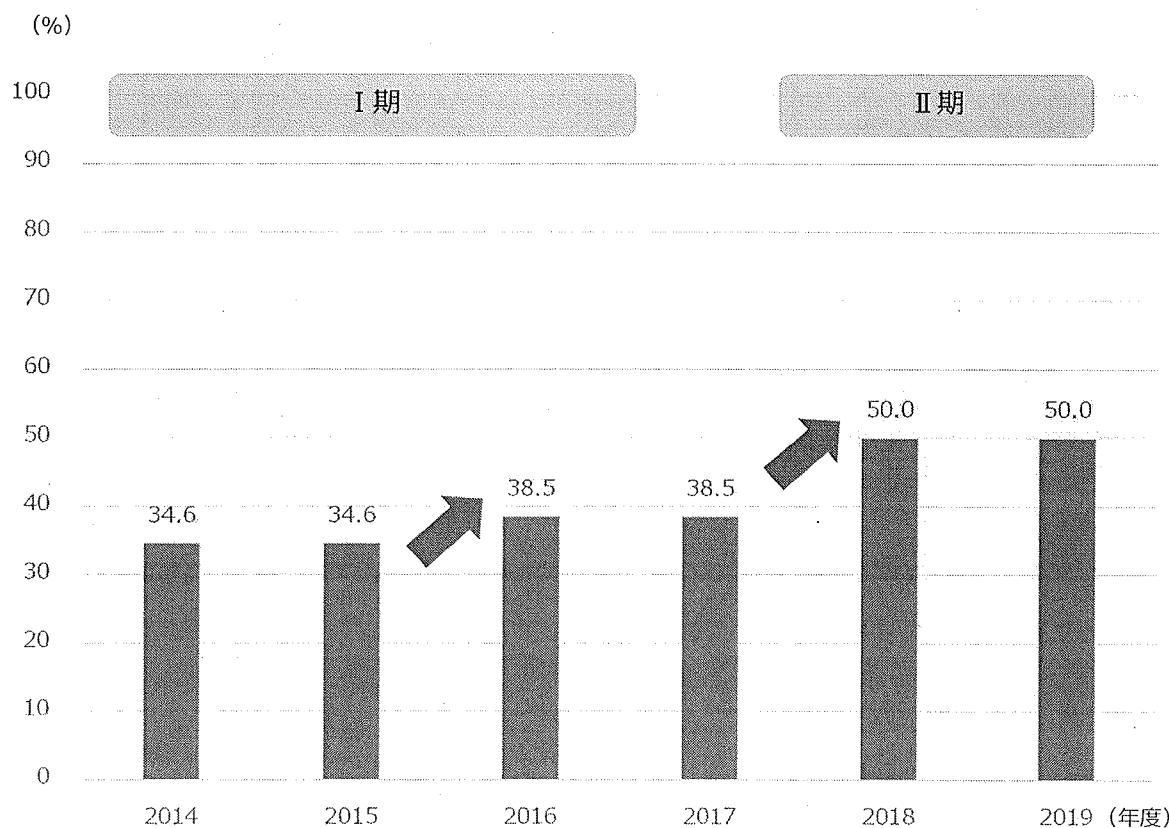
＜家族支援体制整備事業＞

岡山県における
『子育て応援プログラム』のベースとなるプログラム



23

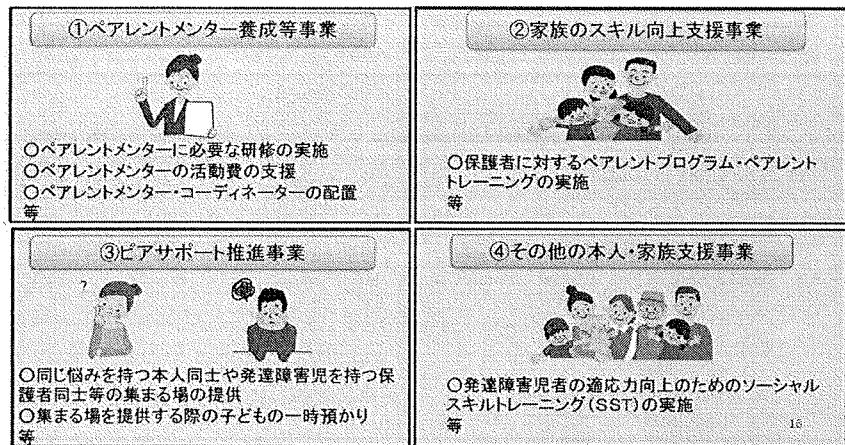
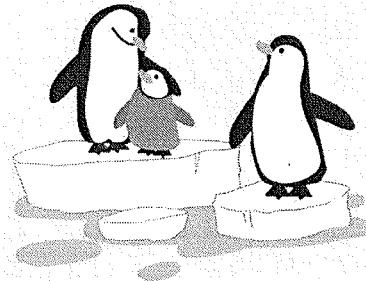
子育て応援プログラムのエッセンスを発達支援システムに導入している自治体数の推移
*おかやま発達障害者支援センター把握分のみ



＜家族支援／ペアレントメンター派遣事業＞

平成30年度児童・青少年施策実績事業

ペアレント・メンター ガイドブック 家族による家族支援のために

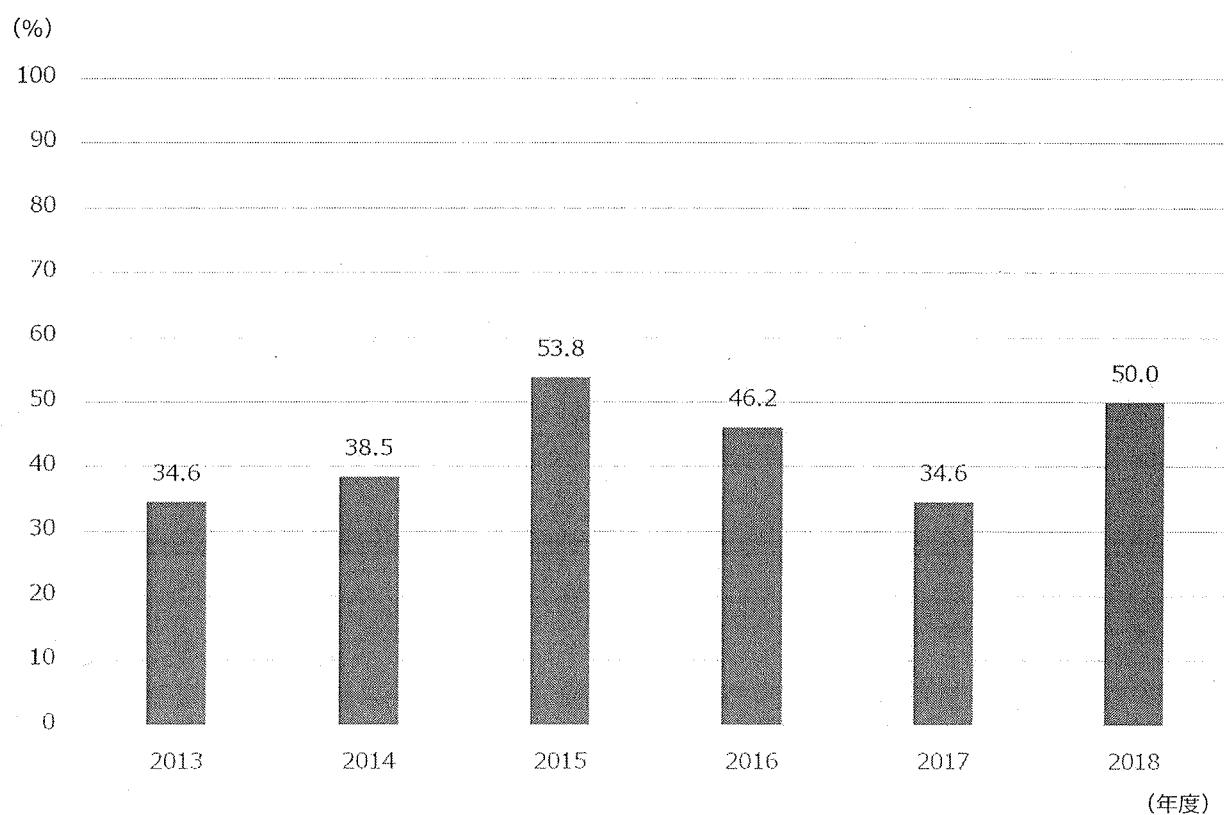


市町村における家族支援事業の実施（2019年度補助金）

備前市（ペアレントトレーニング）
 玉野市（乳幼児健診後の親子教室）
 浅口市（ペアレントトレーニング）

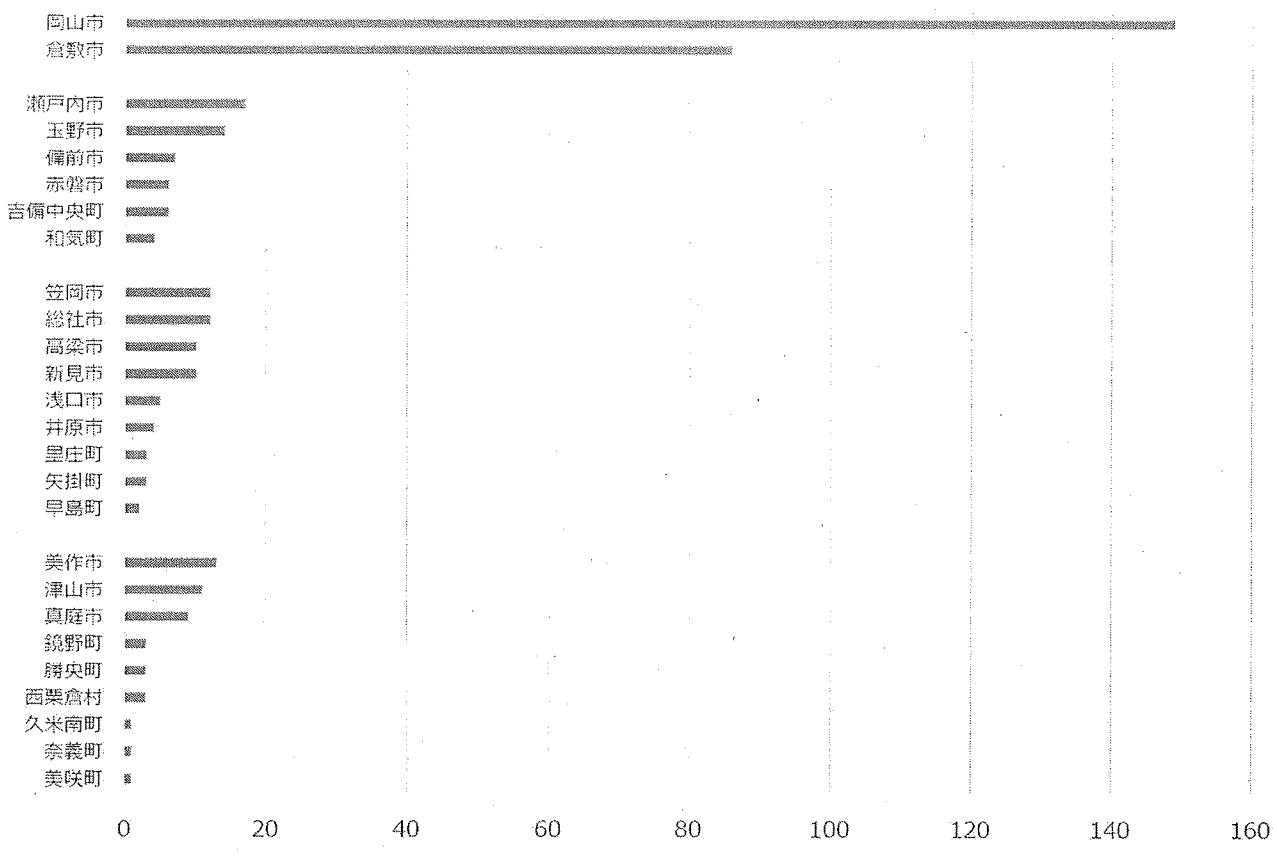
25

ペアレントメンター活動を実施した自治体の推移



26

自治体毎のキーパーソン登録者数（2019年3月27日現在）



成人期支援体制整備事業 就労支援ネットワーク事業

① 発達障害者就労支援担当者連絡会

年3回の事例検討会

参加機関：発達障害のある人の就労支援を担う機関
(就労相談・関係機関へのコーディネート、定着支援)

	H28		H29		H30	
津山開催	16機関	29人	14機関	25人	17機関	39人
倉敷開催	14機関	31人	16機関	24人	16機関	30人
岡山開催	15機関	29人	17機関	26人	14機関	28人
合計	45機関	89人	47機関	75人	47機関	97人

★関連事業とリンクした取組

- 職場研修事業の取組報告を連絡会で行い、
発達障害のある人の就労支援を担う機関と経験値の共有を図った。

成人期支援体制整備事業 就労支援ネットワーク事業

② 雇用促進研修会

	H29	H30
企業	49	15
支援機関など	75	91
参加者合計	124	106

★関係機関と連携した広報

- 成人期支援WGの庁内各課より案内(教育、労働、福祉)
- 共催である岡山労働局から各企業や各ハローワークへ案内
- 企業ネットワークへの案内
 - 障がい者雇用企業研究会 クリオ 事務局：岡山ナカボツ
 - 障がい者雇用を考える企業の交流会チームプラス 事務局：倉敷ナカボツ

成人期支援体制整備事業 就労支援ネットワーク事業
 ③ 企業向け(雇用者向け)ハンドブック

★ハンドブックの活用ニーズの事前把握の取組

- 企業向け(雇用者向け)ハンドブック(素案)を就労支援機関に配布し、加筆修正に関する意見や、モニタ利用の可否も調査した

Q今後、ハンドブックのモニタ利用にご協力いただけますか？

(H31.2.26 発達障害者就労支援担当者連絡会 事後アンケート)

Qハンドブックにあるワード等を参考にして本人とのミーティングを持ってみたいと思いますか？(R01.8.9 チームプラス交流会 事後アンケート)

Yes: 5機関+1企業

内訳: 吉備リハ、障害者就業・生活支援センター(岡山、高梁)、
 玉野ハローワーク、おかやま地域若者サポートステーション
 JFEアップル西日本株式会社

④ 本事業成果について各方面に周知を行った機会

周知方法	参加者	周知機会(具体名)	実績日
啓発研修	企業支援機関	雇用促進研修会	・H30 10/20 ・R01 10/18
	企業支援機関	障がい者雇用を考える企業の交流会チームプラス	・R01 8/9
	労働	岡山労働局 新任障害者職業紹介業務担当職員研修	・H31 1/25
	教育	井笠地域特別支援教育コーディネーター連携会	・H30 2/14
	教育	県公立高等学校事務職員協会 県高等学校教育研究会事務部会 研修会	・H31 1/25
	福祉	新見市障害者自立支援協議会	・H30 11/14
	福祉	旭川庄療育アカデミー	・H30 11/10
	家族	よつばの会 研修会 ※本人への就労体験／企業への啓発を応援する親の会	・H30 3/16 ・H31 6/29

④ 本事業成果について各方面に周知を行った機会

周知方法	参加者	周知機会(具体名)	実施日
関係機関 との会議	労働	発達障害者等就労支援連絡協議会 ・岡山発達障害者雇用支援連絡協議会	・H30 2/27 ・R01 2/26
	労働	障害者雇用対策関係機関連絡会議	・H31 4/25
	労働	津山障害者就業・生活支援センター運営協議会	・R01 6/25
	労働 福祉	トータルライフ支援プロジェクト 成人期支援WG 拡大WG(S.V. 大妻女子大学 小川先生)	・H31 2/14
	労働 福祉	発達障害者就労支援担当者連絡会	・H30 2/27 ・H31 2/26
その他	教育	琴浦高等支援学校	・R01 5/16
	保健福祉	第24回岡山県保健福祉学会	・H30 1/22

平成31年度就学前からの発達支援事業実施要項

1 目的

本事業は、幼稚園・保育所・認定こども園（以下「幼稚園等」という。）の集団生活の場において、就学前支援コーディネーター及び専門指導員（特別支援学校教員）等の専門的人材が、幼稚園等に在籍する4歳児を対象にアセスメントを行うことで、発達障害等の可能性のある幼児を的確に把握し、地域の保健・福祉・医療等と連携して個に応じた指導及び支援を早期から適切に開始することにより、特別な支援を必要とする幼児の集団への適応力を高め、就学後の学校において落ち着いた学習環境を実現することを目的とする。

2 事業内容

西備支援学校、岡山県健康の森学園支援学校、東備支援学校及び誕生寺支援学校に就学前支援コーディネーターを配置し、幼稚園等から派遣に応じ、在籍する特別な支援を必要とする幼児の支援を行う。その際、公立幼稚園等は管内市町村教育委員会、公立保育所等は管内市町村保健福祉部局と連携を図る。

（1）幼稚園等への支援に関する内容

- ア 4歳児の観察・支援方針の検討
 - 発達障害等の可能性のある4歳児の的確な把握
 - 幼稚園等での検討会議における指導・支援方針の検討
- イ 幼稚園等の教育における幼児の特性に応じた指導・支援
- ウ 市町村・県の保健福祉部局との緊密な連携
- エ 就学指導への助言・援助（5歳児等へのフォローアップ）
- オ 保護者等との相談
- カ 研修会講師（特別支援教育支援員の研修を含む。）
- キ その他域内で要請のあった幼稚園等への指導・助言

（2）就学前支援コーディネーター及び専門指導員等の派遣

- ア 就学前支援コーディネーター及び専門指導員等の委嘱
発達障害、就学前教育や小学校の特別支援教育等に関する専門的知識及び経験を有する者の中から、本事業の目的に照らして就学前支援コーディネーターを任命し、幼稚園等に派遣する。

なお、専門指導員及び専門家チームの委嘱又は任命は、専門指導員派遣事業実施要項において行い、当該派遣事業で対象となっている地域の専門指導員を派遣する。（別表参照）

- イ 就学前支援コーディネーター及び専門指導員の任務
就学前支援コーディネーターは、専門指導員と共に要請のあった幼稚園等を訪問し、特別な支援を必要とする幼児に対する指導内容及び方法並びに幼稚園等の支援体制等に関して、専門的な立場から指導助言及び情報提供を行い、（1）に示す任務を行う。なお、その際必要に応じて、専門家チームの意見を求めるもの

とする。

ウ 市町村等との連携

要請のあった幼稚園等への訪問等においては、当該市町村教育委員会や保健福祉部局、発達障害者支援センター等との連携を図る。

エ 関係機関との連携

就学前支援コーディネーター及び専門指導員は、対応が困難な場合は、必要な情報等の収集に努め、他の特別支援学校、県総合教育センター及び専門指導員派遣事業において設置する専門家チームとの連携を図ることにより、要請のあった幼稚園等への支援を行う。

3 実施計画書の提出

就学前支援コーディネーターを配置する特別支援学校は、実施計画書（別紙様式1）を平成31年4月19日（金）までに県特別支援教育課あてに電子メールで提出する。

4 実施報告書の提出

就学前支援コーディネーターを配置する特別支援学校は、以下の書類を平成32年3月6日（金）までに県特別支援教育課あてに電子メールで提出する。

- 実績報告書（別紙様式2）
- 実施報告書（別紙様式3）

5 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

(別表) 平成31年度各特別支援学校の対象支援地域

就学前支援 コーディネーター 配置校	専門指導員配置校	支 援 地 域
県立東備支援学校		備前市、瀬戸内市、赤磐市 等
県立西備支援学校		井原市、里庄町 等
県立岡山南支援学校		早島町 等
岡山県健康の森学園支援学校		新見市、真庭市 等
県立倉敷まきび支援学校		高梁市、総社市 等
県立誕生寺支援学校		津山市、美作市、鏡野町、勝央町、奈義町 美咲町、西粟倉村 等

就学前からの発達支援事業

<事業の趣旨>

既存の乳幼児健診等に加え、幼稚園・保育所等の集団生活の場において、特別支援学校教員等の専門的人材がアセスメントを行うことで、発達障害等の可能性のある子どもを的確に把握し、個に応じた指導・支援を早期から適切に開始することにより、特別な支援を必要とする子どもの集団への適応力を高め、就学後の学校において落ち着いた学習環境を実現させる。

<事業のイメージ図>

